

## 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部県政情報・文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

## 告 示

○液化石油ガス販売事業者の保安の確保の方法等についての認定

○国土調査の成果の認証(二件)

○形質変更時要届出区域の指定

○県営土地改良事業の換地処分

○保安林の指定施業要件の変更

## 公 告

○開発行為に関する工事の完了

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定

## 選挙管理委員会

○宮城県議会議員補欠選挙における各候補者の選挙運動費用収支報告書の

要旨の公表

## 公安委員会

○宮城県道路交通規則の一部を改正する規則

## 告 示

○宮城県告示第七百五十九号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和四十二年法律第百四十九号)第三十五条の六第一項の規定により、液化石油ガス販売事業者について、次のとおり保安の確保の方法等の認定をしたので、同法第八十八条第二項第一号の規定により公示する。

令和四年十一月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

ページ

○宮城県告示第七百六十号

国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定により、次の国土調査の成果を認証した。

令和四年十一月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 調査を行った者の名称

白石市

二 調査を行った時期

令和二年度から令和三年度まで

三 成果の名称

白石市の地籍図及び地籍簿

四 調査を行った地域

白石市字延命寺北、同字大畑一番、同字大畑二番、同字沢端、同字清水小路、同字不澄ヶ池、同字外川原、同字寺屋敷前、同字堂場前、同字中町、同字長町、同字柙宜内、同字半沢屋敷西、同字半沢屋敷前、同字本鍛冶小路、同字柳川原、同字巨理町、同郡山字荒屋敷、同字観音崎、同字具路、同字五昇路、同字台田、同字弥陀内、同字芳ヶ沢

五 認証年月日

令和四年十月二十六日

○宮城県告示第七百六十一号

国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定により、次の国土調査の成果を認証した。

令和四年十一月四日

氏名又は名称及び法人にあつては代表者の氏名	協同石油株式会社 代表取締役 西城 秀明	住所又は所在地	塩竈市新浜町三丁目一 番十六号	保安確保機器の設置 及び管理の方法の別	液化石油ガスの保安の 確保及び取引の適正化 に関する法律施行規則 (平成九年通商産業省 令第十一号)第四十六 条第二号 (第二号認定)	認定年月日	令和四年十月二十 八日
-----------------------	----------------------------	---------	--------------------	------------------------	---	-------	----------------

一 調査を行った者の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩

川崎町

二 調査を行った時期

令和二年度から令和三年度まで

三 成果の名称

川崎町の地籍図及び地籍簿

四 調査を行った地域

川崎町大字今宿字畑平、同字大森

五 認証年月日

令和四年十月二十六日

○宮城県告示第七百六十二号

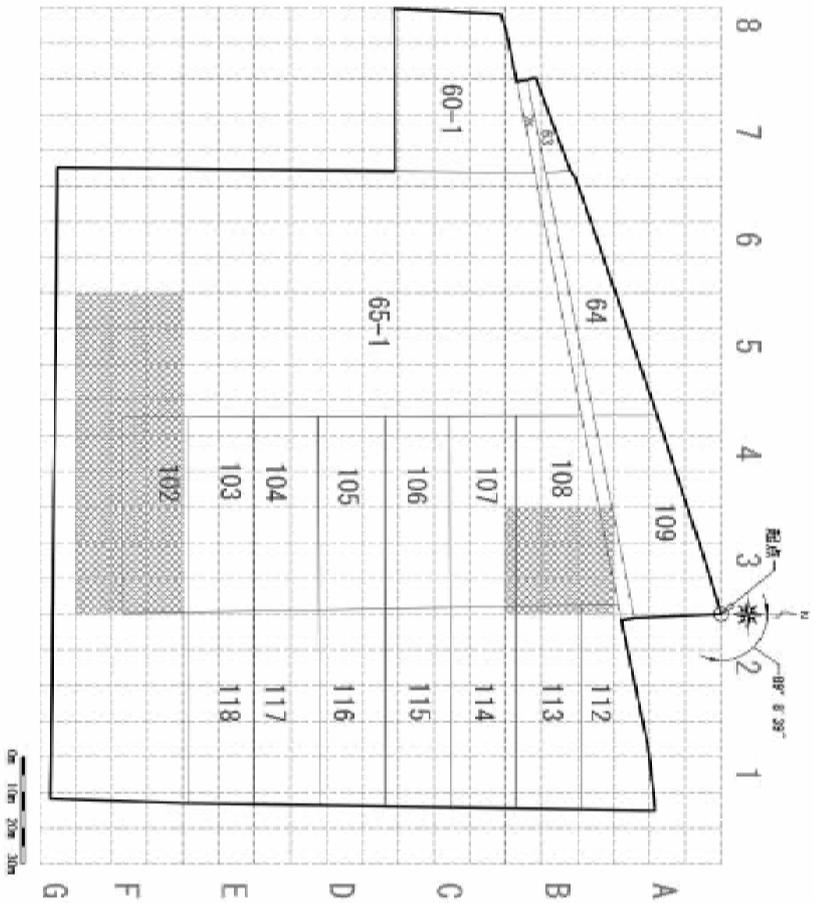
土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、形質変更時要届出区域として、次のとおり指定する。

令和四年十一月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 形質変更時要届出区域

柴田郡柴田町大字船岡字上大原六十五番一、百二番、百七番、百八番、百十二番、百十三番、百十四番の一部並びに柴田郡柴田町大字船岡字上大原の水路の一部とし、次の図のとおりとする。



凡例

- : 起点
- : 単位区画
- : 筆の境界線
- : 敷地境界
- ▨ : 形質変更時要届出区域

< 起点 >

起点は、柴田郡柴田町大字船岡字上大原109番の最北端とする。

< 格子の回転角度 > 89° 8' 39"

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により形成される格子を、起点を支点として右回りに回転させた角度を示す。

二 形質変更時要届出区域において土壤の汚染状態が土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

砒素及びその化合物  
ふっ素及びその化合物

三 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第五十八条第五項第十号から第十三号までの該当性

土壤汚染対策法施行規則第五十八条第五項第十号に該当する。

○宮城県告示第七百六十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営土地改良事業の換地処分を次のとおり行った。

令和四年十一月四日

一 処分を行った地区の名称

南三陸地区田表工区

二 処分の年月日

令和四年九月八日

○宮城県告示第七百六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和四年十一月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

亘理郡山元町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

飛砂の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

二一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
亘理郡山元町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

潮害の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

三一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

亘理郡山元町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

公衆の保健

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び山元町役場に備え置いて縦覧に供する。）

# 公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工

区)に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和四年十一月四日

一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる地域の名称

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

宮城県知事 村 井 嘉 浩  
東松島市小松字鷹の池七十八番六  
東松島市小松字鷹の池七十七番地  
木村 悠雅

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

令和四年十一月四日

- 一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 タブレット端末保管庫 一式 宮城県知事 村 井 嘉 浩
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 出納局契約課 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 落札者を決定した日 令和四年十月十三日
- 四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 カメイ商事株式会社 宮城県仙台市青葉区国分町三丁目一番十八号
- 五 落札金額 三千四百六十四万三千九百九十四円(消費税及び地方消費税を除く。)
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 令和四年九月二十七日

選挙管理委員会

○宮選管告示第百十三号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百八十九条の規定により、令和四年六月五日執行の宮城県議会議員補欠選挙における候補者から選挙運動に関する収支報告書の提出があったので、同法第百九十二条の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

令和四年十一月四日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章 太 郎

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

令和4年6月5日執行 宮城県議会議員補欠選挙 (岩沼選挙区)

1 選挙の種類  
2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)  
6,933,700 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	佐藤 剛大	所属党派	無所属	期間	5月3日から 第1回分 6月15日まで
出納責任者氏名	佐藤 裕子				

収入	支出
主たる寄附 (氏名・団体名)	人件費
三浦 義明 30,000 円	家族属費 429,750 円
佐藤 俊一 30,000 円	選挙事務所費 350,380 円
大友 兼助 30,000 円	集合会場費 350,380 円
三品 賢一 50,000 円	通信費 37,396 円
稲毛 洋子 30,000 円	交通費 13,730 円
佐藤 博昭 30,000 円	印刷費 889,104 円
佐藤 邦明 50,000 円	広告費 299,090 円
小野 智司 100,000 円	文具費 36,185 円
	食料費 305,050 円
	雑費 154,306 円
その他の寄附	今 回 計 2,514,991 円
その他の収入	前 回 計 - 円
今 回 計 84 件 664,000 円	総 計 2,514,991 円
今 前 回 計 1,540,136 円	
総 計 2,554,136 円	

項 目	金 額
選挙運動用通常集書の作成	120,000 円
ビラの作成	769,104 円
ポスターの作成	- 円
選挙事務所の立札及び看板の類の作成	- 円
選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	- 円
個人演説会の立札及び看板の類の作成	- 円
政見放送の録画等	889,104 円
計	889,104 円

報告書受理年月日 令和4年6月18日 第1回報告分







様式第18号 (第17条関係)

安全運転管理者等の解任命令書	
第 号	年 月 日
住 所	
殿	
宮 城 県 公 安 委 員 会 関	
下記の理由により、あなたの届出に係る (安全運転管理者 副安全運転管理者) を解任することを命じます。	
理 由	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第19号 (第17条の2関係)

是 正 措 置 命 令 書	
第 号	年 月 日
住 所	
殿	
宮 城 県 公 安 委 員 会 関	
下記の理由により、自動車の安全な運転を確保するための是正措置を命じます。	
理 由	
措 置	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第20号 削除

附 則

この規則は、令和4年11月4日から施行する。